

給水装置工事に関してよくあるご質問をまとめました。宜野湾市の「給水装置の構造及び材質の基準に関する規定（以下、「構造材質規程」という）」に関連する箇所がある場合は、条文箇所も示しております。一緒にご確認ください。

Q1. 宜野湾市の給水方式は？（構造材質規程第5条）

A1. 配水管の水圧をそのまま利用した直結直圧方式を推奨しております。ただし、次の場合は受水槽式となる、もしくは受水槽式の検討をお願いしております。

- ・一度に多量の水を使用する場合、使用水量の変動が大きい場合など
- ・現地の配水管の水圧によっては、直結直圧給水が困難な場合
- ・常時一定の水を必要とする施設、建物の場合（断水になると支障をきたす場合）
- ・6階以上の高さの建物に給水するとき（直結直圧方式は5階の高さまでとしております）

※現地の配水管の水圧や配管状況（口径、管種など）は、窓口でご確認ください。

Q2. 建物の階高に応じた直結直圧給水の必要水圧は？

A2. 現地の配水管の水圧が0.25MPa以上で3階まで、0.30MPa以上で4階まで、0.35MPa以上で5階までとなっております（あくまでも目安です。なお、6階以上の高さへの直結直圧給水は認めおりません）。

Q3. 給水装置工事の種類にはどのようなものがあるか？

A3. 主に「新設」、「改造」、「修繕」の3種類です。

- ・「新設」とは、建物の新築工事などで新たに給水装置を設置する工事です。建替え工事などで、これまで使用していた引込み給水管（配水管からメーター手前まで）があれば、これを再利用できる場合もあります。
 - ・「改造」とは、リフォーム工事などで給水管の増径、管種の変更、給水栓の増設など、給水装置の一部に変更を加える工事です。
 - ・「修繕」とは、漏水の修理工事やメーターの移動などです。
 - ・分岐の取り直し（穿孔）をともなうメーターの移動は「改造」になります
- 「新設」、「改造」の場合は「給水装置工事申込書」の提出が必要です。「修繕」の場合は「給水管切替工事台帳」の提出が必要です。

Q4. どのような場合に既設の引込み給水管を再利用することができるか？

A4. 1層ポリエチレン管が使用されていないこと。公道の止水栓が正常に動作することなど、条件がいくつかございます。詳しくは窓口でご相談ください。

Q5. 給水装置工事の申込みに必要な書類はどこで手に入るか？

A5. 次のとおり市のホームページで公開しております。ダウンロードしてお使いください。

Q6. 工事用水として現場に給水することはできるか？

A6. 「給水装置工事申込書」と一緒に臨時の申し込みをしてもらうことで、臨時のメーターを貸与することができます。「給水装置工事申込書」提出の前に、臨時の申込みだけを先に行うこともできます。
※現場の隣近所の承諾を得たからといって、隣近所の蛇口などから現場へ水道を引くのは絶対におやめください。

Q7. 給水装置工事の流れはどのようなものか？

A7. おおまなかな流れは以下のとおりです。

主な手続きフロー	お客様	事業体
①現地配水管の水圧の確認（窓口で確認）	<input type="radio"/>	
②「給水装置工事申込書」の提出（現地水圧に適合した給水装置の設計とすること）	<input type="radio"/>	
③「給水装置工事申込書」の審査決裁		<input type="radio"/>
④配管工事の着手（必ず審査決裁後に着手すること）	<input type="radio"/>	
⑤「給水装置工事（公道）検査申請書」の提出（穿孔工事がある場合）	<input type="radio"/>	
⑥穿孔工事の着手（水道事業体の立会い）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦臨時のメーターの貸与（水道料金の支払者は建築工事会社などになります）		<input type="radio"/>
⑧「給水装置工事（屋内）検査申請書」の提出	<input type="radio"/>	
⑨屋内の完了検査（水道事業体の立会い）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑩完成図など「給水装置工事申込書」添付書類の修正（完了検査時の指摘に応じて）	<input type="radio"/>	
⑪「給水装置工事申込書」の完了決裁		<input type="radio"/>
⑫メーターの名義変更（水道料金の支払者を施主などに変更します）	<input type="radio"/>	
⑬加入金や諸手数料のお支払い	<input type="radio"/>	

Q8. 公道検査の検査内容は？

A8. 主に、「給水装置工事申込書」で審査したとおりの施工となっているか、穿孔時の切片や切粉の処理、必要に応じたコアの挿入が適切か、Q12～Q15で示す決まりが守られているか、その他耐圧試験、水質の確認などを検査します。給水装置工事主任技術者の立会いが必要です。

Q9. 屋内検査の検査内容は？

A9. 主に、「給水装置工事申込書」で審査したとおりの施工となっているか。給水器具の個数や認証の確認、耐圧試験、水質の確認などを検査します。給水装置工事主任技術者の立会いが必要です。

Q10. 耐圧試験の内容は？

A10. 公道、屋内ともに新設した給水管について 0.75MPa で 10 分間静置し、水圧の低下がないか検査します。受水槽式の場合、耐圧試験の最中に受水槽以下の部分にある水栓を開き、水圧の低下がないか（クロスコネクションがないか）を検査します。

Q11. 「給水装置工事申込書」の審査決裁前（未出前も含む）に配管に着手しなければならない事情があるが（建築工事の工程に支障をきたすなど）？

A11. やむをえず審査決裁前に配管をする必要がある場合は、まずは窓口までご相談ください。審査決裁前の配管着手は、条例違反となり過料の対象となる場合があります。

Q12. 配水管からの分岐方法で決まりはあるか？（構造材質規程第6条）

A12. 分岐方法の決まりは次のとおりです。

- ・給水管の口径が 50mm 以下 の場合は、分岐はサドル分水栓を使用する
- ・給水管の口径が 75mm 以上 の場合は、分岐は割 T 字管または T 字管を使用する
- ・分岐部分は、ポリスリーブなどで被覆する
- ・原則、配水管から分岐する
- ・給水管の口径は、分岐元となる配水管の口径より小さくする
- ・異形管にはサドル分水栓は取付けできない
- ・分岐の位置は、配水管上の継手の端や他の給水管の分岐の端から 30cm 以上離す
- ・メーターを 2 個以上設置する場合は、相応の分岐口径とする

（給水装置設計施工指針（日水協沖縄県支部）P357 表 9.7.2 参照）

Q13. メーターまでの給水管で、布設方法に決まりはあるか？（構造材質規程第7、8、9 条）

A13. サドル分水栓を使用する場合の決まりは次のとおりです。

サドル分水栓から公道止水栓まで

- ・サドル分水栓から公道止水栓までは、ポリエチレン 1 種 2 層管を使用する
- ・管探知用のロケーティングワイヤーを同時に布設する
- ・サドル分水栓からメーターまでの給水管口径は同径とする
- ・継手は耐震継手を使用する
- ・継手部分のパッキンにはメタルパッキンを使用する

公道止水栓

- ・公道止水栓を新設する場合は、ボールバルブを使用する
- ・ただし、給水管口径が 50mm の場合はソフトシール仕切弁を使用する
- ・給水管（ボールバルブ）の埋設深度は 60cm を標準とする
- ・敷地に最も近い道路側に設置し、止水栓筐や弁筐で保護する

公道止水栓からメーターまで

- ・公道止水栓から立上り管の根元までは H1VP 管を使用する
- ・メーターの設置方法が壁埋め込みの場合、立ち上がり部分は H1VP エルボにて H1VP で立ち上げる
- ・ただし、メーターの設置方法が壁埋め込みで給水管口径が 50mm の場合、立ち上がり部分は W ロックジョイントにて H1VP で立ち上げる
- ・メーターの設置方法が露出の場合、立ち上がり部分は W ロックジョイントにてライニング鋼管(VB)で立ち上げる。埋設部分の鋼管には防食テープを巻き付ける

埋め戻し

- ・サドル分水栓のまわりをはじめ、給水管の管下 10cm から管上 30cm の高さまでは石粉で埋め戻す
- ・配水管および給水管の管上 30cm の位置に、表示シートを設置する

その他

- ・宜野湾市水道事業給水条例に基づき、メーターまでの設計やメーターの位置、設置方法について水道事業者から特別な指示がある場合は、これに従う
- ・その他、道路管理者から特別な指示がある場合は、これに従う
- ・割 T 字管などで分岐する場合の決まりは、別途窓口でご確認ください

Q14. メーターの位置、設置方法について決まりはあるか？（構造材質規程第 10 条）

A14. メーターの位置などの決まりは次のとおりです

- ・メーターの設置位置は、おおむね道路境界線から 1.5 メートル以内とする
- ・メーターの検針や交換作業が容易に行える位置とする
- ・メーターの損傷や汚染のおそれがない位置とする
- ・設置方法は、ブロック塀などに固定した露出立ち上がり方式、または壁埋め込み方式とする
- ・やむをえず地中に埋設する場合は、鋳鉄製のますなどに入れる
- ・地中埋設方式とする場合は、メーターの水平を確保するため原則道路に対して平行に設置する

Q15. メーターまわりについて決まりはあるか？（構造材質規程第 10 条）

A15. メーターまわりの決まりは次のとおりです

- ・メーターの上流側に鍵付き伸縮止水栓を取り付ける
- ・メーターの下流側に逆流対策器具として逆止シモクを取り付ける
(受水槽式の場合)
- ・給水管口径が 30mm の場合、固定式定流量弁を取り付ける
- ・給水管口径が 40mm 以上の場合、可変式定流量弁を取り付ける